

四日市市手話通訳者に関する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第27号

四日市市手話通訳者に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるところにより市が実施する四日市市手話通訳者派遣事業（以下「派遣事業」という。）に従事する四日市市手話通訳者（以下「手話通訳者」という。）の任用、服務、報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 手話通訳者の身分の取扱いについては、法令等に別段の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(職)

第2条 手話通訳者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する地方公務員とする。

(職務内容)

第3条 手話通訳者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 聴覚障害者等とその他の者の意思疎通ができるよう手話通訳を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、手話通訳に関し市長が必要と認めたこと。

(任用)

第4条 手話通訳者は、次の各号に掲げる資格を有する者のうちから、手話通訳の職務を遂行するために必要な能力を有すると認められる者を、選考により任用する。

- (1) 手話通訳技能認定試験（平成元年厚生省告示第108号）の合格者
- (2) 手話通訳者全国統一試験の合格者
- (3) 三重県聴覚障害者協会等が実施する手話通訳者試験の合格者

2 手話通訳者の任期は、特に期限を定めた場合を除き、1年とする。

(勤務)

第5条 手話通訳者は、健康福祉部障害福祉課長の指示に基づき派遣事業に従事するものとする。

2 手話通訳者が従事する派遣事業は、午前8時から午後10時までの間に行われるものとし、1日の従事時間は、連続して4時間を超えないものとする。ただし、職務の遂行上、やむを得ない場合は、この限りでない。

(服務)

第6条 手話通訳者は、派遣事業の目的を自覚し、公正、誠実を旨として常に次の各号に掲げる事項を遵守し、職務に精励しなければならない。

- (1) 職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従うこと。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は本市職員の職全体の不名誉となるような行為は行わないこと。
- (3) 在職中及びその職を退いた後、職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、市の許可を得ること。
- (5) 自己の業務上の権限を超えて、専断的な行為を行わないこと。
- (6) 法令、条例、規則等に特別の定めがある場合を除くほか、その職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いること。

(手話通訳者証)

第7条 市長は、手話通訳者に四日市市手話通訳者証（別記様式）を交付する。

- 2 手話通訳者は、職務に従事するときは、手話通訳者証を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 手話通訳者は、手話通訳者証の記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けなければならない。
- 4 手話通訳者は、職務を離職したときは、速やかに手話通訳者証を返還しなければならない。

(報告)

第8条 手話通訳者は、職務の終了後、速やかに職務の概要その他必要な事項を記録し、市長に報告しなければならない。

(報酬)

第9条 手話通訳者の報酬は、四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年四日市市条例第23号。以下「報酬条例」という。）の定めるところによる。

(費用弁償)

第10条 手話通訳者が第12条に規定する健康診断を受診したときは、報酬条例第2条の規定により、費用弁償として旅費を支給する。派遣事業が遠隔地で行われる場合その他職務の遂行上、旅費を支給することが相当と認められる場合も同様とする。

(研修)

第11条 手話通訳者は、職務の遂行に必要な能力の発揮及び増進のため、研修を受けなければならない。

(健康診断)

第12条 市は、手話通訳者の健康保持を図り、もって派遣事業全体の健全な運営を確保するため、手話通訳者に対し、頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。

(解職)

第13条 手話通訳者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はこれを解職することができる。

- (1) 職務を怠り、又は職務上の指示に不当に従わない場合
- (2) 手話通訳者として不信行為があった場合、又は市の信用を著しく失墜する行為があった場合
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められる場合
- (4) 刑事事件に関し、起訴された場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、手話通訳者としての適格性を欠くと認められる場合

(災害補償)

第14条 手話通訳者の公務災害補償は、四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年四日市市条例第5号）の定めるところによる。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式

四日市市手話通訳者証 No. _____	
氏名	
上記の者は四日市市手話通訳者であることを証明する。	
年 月 日 四日市市長	
有効期限 年 月 日迄	

注 意
1. 本証明書は、写真のないものは無効とする。
2. 本証明書は、常時携帯し必要に応じ呈示すること。
3. 本証明書は、他人に貸与したり譲渡しないこと。
4. 本証明書を紛失したときは、直ちに再交付を願い出ること。
5. 記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けること。
6. 退職その他不要になったときは、返却すること。

(健康福祉部障害福祉課)